

# 地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する報告書の概要

## 危険物保安室

### 1 はじめに

近年、中山間地域等の給油取扱所においては、顧客の来店が極端に少なく、かつ従業員数の確保が難しい等の問題をかかえている状況にあり、地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されています。

このような状況の中で、通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である従業員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油を行う運用形態が1つの方策として取り上げられたことを踏まえ、「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会」を開催し、必要な安全確保策について検討を行い、「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。

今回は、報告書の概要についてご説明します。

#### 地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会委員

(敬称略)

#### 座長

小林 恭一 東京理科大学 総合研究院教授

#### 委員（五十音順）

石井 弘一 全国石油商業組合連合会 業務グループ チームリーダー

大谷 英雄 横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授

小笠原 雄二 東京消防庁 予防部 危険物課長

川野 泰幸 一般社団法人インターホン工業会 技術委員長

木村 俊文 滝川地区広域消防事務組合消防本部 予防課 保安指導係長

清水 秀樹 石油連盟 給油所技術専門委員会委員長

高橋 俊勝 川崎市消防局 予防部 危険物課長

田村 裕之 消防庁消防大学校消防研究センター 技術研究部 大規模火災研究室長

西村 英治 全国農業協同組合連合会 生活関連事業部

燃料部 石油販売促進課 副審査役

柳下 朋広 日本ガソリン計量機工業会 事務局 幹事

山口 克己 危険物保安技術協会 業務部長

事務局：危険物保安室

### 2 報告書の概要

#### (1) 安全上の課題の整理及び具体的な検討事項について

呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所では、給油等の作業時以外は基本的に従業員が給油取扱所に常駐せず隣接店舗等に所在しており、顧客の来店時のみ従業員が速やかに給油取扱所へ移動し給油又は注油を行います。顧客の来店から退去までの一連の流れを6段階のフェーズに分類し、フェーズごとに想定される課題を踏まえ、呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所において使用が想定される機器等について整理しました。

また、想定される課題に対するハード面の対策及び関連するソフト面の対策について、具体的な検討事項を整理しました。従業員が隣接店舗等に所在している時の安全確保策、来客時の安全確保策、静電気防止対策のほか、予防規程への記載や従業員が給油取扱所へ移動する時間及び隣接店舗等と給油取扱所の距離等について検証するため、実証実験を行うこととしました。

#### (2) 実証実験による安全確保策の検証について

中山間地域等に存する既設の給油取扱所から5箇所を選定し、実証実験を行いました。実証実験では実際に給油取扱所や隣接店舗等に対策機器等（インターホン、センサー、監視カメラ、看板等）を設置して、呼び出しに応じて給油等を行うとともに、第三者の立会いによる確認、従業員へのヒアリング、顧客へのアンケート（任意）等を実施しました。

対策機器等の設置により、従業員が顧客の来店を早期に覚知し、また、給油取扱所の状況を把握することができると、安全確保に効果があることが確認されました。



インターホン



センサー



監視カメラ



看板

### (3) 講ずべき安全確保策について

(1) で整理した具体的な検討事項について、実証実験の結果等を踏まえて、講ずべき安全確保策を下記のとおり取りまとめました。

#### ① 給油ノズルのロック等

通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である従業員が、例外的に給油取扱所の隣接店舗等に所在している場合の安全確保策として、給油ノズル等のロック、危険物を貯蔵又は取り扱う建築物の施錠管理を行うこと。

#### ② 対策機器等の設置

従業員が来客等を覚知し適切な対応を行えるようにするため、原則として、隣接店舗等から給油取扱所を直視できない場合は、インターホン、センサー及び看板を設置し、直視できる場合は、インターホン及び看板を設置すること。

#### ③ 予防規程への記載

給油ノズルのロック等従業員が給油取扱所の隣接店舗等に所在している場合の安全確保策及び従業員が来客等を覚知した際の適切な対応方法について、予防規程に記載すること。

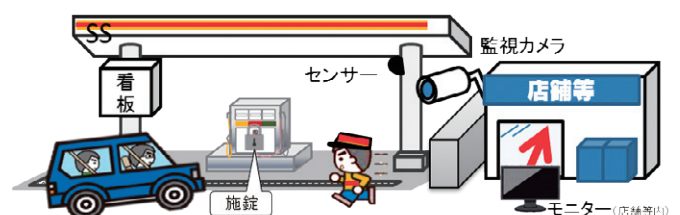
#### ④ その他

- ・従業員の静電気帯電防止対策として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）で規定されている静電気帯電防止作業服等の着用を徹底すること。
- ・設置した対策機器等について、定期的に点検することが望ましいこと。
- ・隣接店舗等と給油取扱所の距離については、15～60メートル程度を目安として個別具体的に判断する必要があること。
- ・1ヵ月あたりの危険物の販売量は、10～40キロリットル程度を目安とすることが適切であると考えられること。
- ・呼び出しに応じて給油等を行うに当たっては、主として「従業員が来客等を覚知した際に適切な対応がとれるかどうか」、「給油取扱所で火災等の災害が発生した場合に直ちに応急の措置を講ずることができるかどうか」等の観点で、管轄の消防機関がその適否の判断を行うことが適当であること。

## 3 おわりに

報告書を踏まえ、消防庁は、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」（平成28年3月25日消防危第44号）を関係業界団体や消防機関等に周知しました。

報告書及び当該指針をご活用いただき、呼び出しに応じて給油等を行う場合の安全確保に努めていただければ幸いです。



呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所のイメージ

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 金子係長、河本事務官  
TEL: 03-5253-7524